喜多方市認定地域クラブ及び部活動地域展開に係る会員管理等システム「hacomono」利用規約

（総則）

第１条　この規約は、喜多方市（以下「市」という。）が管理する、認定地域クラブ活動及び部活動の地域展開に関する会員情報の登録・管理、活動の予約・出欠管理、参加費等の決済、連絡及び情報提供等を行うシステム「hacomono」（以下「本システム」という。）の利用条件並びに本システムを通じて行う各種手続に関する基本事項を定めるものとする。

２　利用者は、本規約及び市が別に定める個人情報の取扱いに関する方針等を確認し、これらに従って本システムを利用するものとする。地域クラブ活動等への参加に当たっては、市が別に定める要綱、各クラブが定める活動方針その他の案内にも従うものとする。

（定義）

第２条　この規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

⑴　「利用者」とは、本システムに登録し、又は利用する生徒及びその保護者をいう。

⑵　「参加者」とは、部活動の地域展開に係る活動又は市が認定する地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動等」という。）への参加を申し込んだ生徒をいう。

⑶　「システム提供事業者」とは、市に本システムを提供し、その保守又は運用支援を行う事業者をいう。

⑷　「登録情報」とは、利用者が本システムに登録した氏名、連絡先、学校名、緊急連絡先、健康上の留意事項、予約・出欠・決済履歴その他本システムの利用に伴い取得される情報をいう。

（本システムの機能）

第３条　本システムは、認定地域クラブ活動及び部活動の地域展開に関し、次に掲げる機能を提供する。

⑴　会員情報、所属クラブ、参加状況及び参加履歴等の登録・管理

⑵　地域クラブ活動及び部活動の地域展開に関する情報の閲覧、活動の予約、変更、キャンセル、出欠確認及び連絡

⑶　参加費その他の料金に係るオンライン決済等

⑷　市からのお知らせ、活動に関する情報の提供

⑸　前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める機能

２　市は、必要に応じて本システムの機能、内容又は提供方法を変更し、追加し、又は終了することができるものとする。この場合において、利用者への影響が大きい変更等については、可能な限り事前に周知するものとする。

３　各クラブは、参加者の所属登録並びに練習、試合等の活動実績及び指導実績の報告を、本システムを利用して行うものとする。

４　各クラブは、前項に定める事項のほか、本システムの各機能の利用範囲を定めることができる。ただし、市が必要と認める場合は、市が指定する機能又は事項の利用を求めることができる。

（利用登録及び登録情報の管理）

第４条　地域クラブ活動等への参加を希望する者は、市が別に定める要綱に基づき、所定の入会届を提出するものとする。利用登録は、入会届の提出後、市が指定する方法により行うものとし、原則として参加者の保護者が行うものとする。登録対象者は中学校に在籍する生徒とし、会津地域内の他市町村の中学校に在籍する生徒も登録することができる。ただし、個々の活動への参加条件は、市が別に定めるところによる。

２　生徒が本システムを利用することもできる。この場合、保護者は、生徒による本システムの利用及び本規約の遵守について責任を負うものとし、市からの連絡への対応、登録情報の管理、利用に伴う手続及び費用の支払等について必要な対応を行うものとする。

３　市は、申請内容に虚偽がある場合、利用条件を満たさない場合、過去に本規約違反等により利用停止又は登録取消しを受けた場合その他登録が適当でないと認める場合は、登録を承認しないことができる。

4　利用者は、登録情報を正確かつ最新の状態に保ち、変更が生じたときは、速やかに本システム上又は市が指定する方法により変更するものとする。登録情報が更新されていないことにより生じた不利益については、市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、市は責任を負わない。

5　利用者は、アカウント及びパスワード等を自己の責任で適切に管理し、第三者に譲渡、貸与又は共有してはならない。アカウントの不正使用を把握した場合は、速やかに市に連絡するものとする。

（地域クラブ活動への参加）

第５条　地域クラブ活動等への参加対象者、参加条件、申込方法、定員その他必要な事項は、市が別に定めるところによる。参加を希望する者は、所定の方法で申し込み、未成年者については保護者の同意を得るものとする。

2　参加者及び保護者は、各クラブの活動方針、活動日程、活動場所、持ち物、安全上の注意その他の案内を確認し、指導者及び市の指示に従うものとする。

3　学校の教育活動、行事等と地域クラブ活動の日程が重なる場合は、原則として学校の活動を優先する。

（予約、欠席及び活動の中止）

第６条　活動の予約、変更及びキャンセルは、本システム又は市若しくは市が指定する方法により行うものとする。利用者は、欠席する場合、可能な限り事前に所定の方法で連絡するものとする。

2　気象・災害、感染症の拡大、施設・設備の使用不能、指導者の不在その他やむを得ない事情がある場合、市又は指導者は、活動を変更し、又は中止することができる。活動の変更又は中止は、本システム、電子メールその他市が指定する方法で連絡する。

3　本システム上の予約表示又は通知に遅延・誤り等が生じる場合があるため、利用者は、重要な連絡について必要に応じて市に確認するものとする。

（参加費等及び決済）

第７条　参加費、教材費、保険料その他活動に必要な費用、支払期日及び支払方法は、市が別に定め、本システム等で周知する。利用者は、指定された方法及び期日までに支払うものとする。月謝は、原則として入会月の翌月分から発生する。

2　本システムが提供する決済サービスを利用して参加費等を支払う場合は、当該決済サービスの利用規約、利用条件及び決済事業者が定める手続等に従うものとする。決済状況の反映には時間を要する場合がある。

3　利用者の都合による欠席又は予約のキャンセルを理由とする月謝の返金は、行わないものとする。

4　退会を希望する場合は、原則として退会希望月の前月末日までに、市が指定する様式による退会届を提出するものとする。退会日は、原則として退会届を提出した月の翌月末日とし、月謝は退会日の属する月分まで発生する。

5　市又はクラブの都合により活動を中止した場合は、中止の理由、期間その他の事情を考慮し、市は、返金、翌月以降の月謝への充当その他適切な方法により対応することがある。

6　二重払い又は誤払いがあった場合は、翌月以降の支払への充当を原則とし、市が必要と認める場合は返金することがある。

7　参加費等の未納が２か月分に達した場合、市は、電子メール又は書面により支払を催告する。未納が３か月分に達した場合は、本システムの利用及び地域クラブ活動等への参加を停止とする。

8　決済手数料及び返金手数料は、原則として市が負担する。

9　決済サービスを利用した場合の決済手続及び返金処理等については、当該決済サービスの利用規約等にも従うものとする。

（健康情報等の登録）

第８条　利用者は、参加者の健康上の留意事項及び緊急時の連絡先等について、正確な情報を本システムに登録するものとする。登録情報に変更が生じた場合は、速やかに更新するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第９条　市は、登録情報を、本システムの運営、会員管理、活動の予約・出欠管理、参加費等の決済、参加者の安全確保、緊急時の連絡、部活動の地域展開及び認定地域クラブ活動の運営並びにこれらに付随する事務に必要な範囲で利用する。

２　市は、法令に基づく場合その他法令上認められる場合を除き、本人又は法定代理人の同意を得ることなく登録情報を第三者に提供しない。ただし、本システムの提供、保守、データ保管その他の業務に必要な範囲でシステム提供事業者に個人情報の取扱いを委託する場合は、市が契約等に基づき必要かつ適切な監督を行う。また、決済処理に必要な範囲に限り、決済情報を決済事業者に提供する。

３　市は、参加費等の納入確認に必要な範囲で、クラブの指導者に対し、決済方法及び決済日等の情報を閲覧させることがある。健康上の留意事項及び緊急連絡先は、活動の安全確保及び緊急時の対応に必要な範囲で、クラブの指導者及び市の管理者が閲覧するものとする。

４　市は、登録情報を適切に管理する。利用者が退会した場合、本システム上の利用者登録情報は、原則として退会日の属する月の翌月中に削除する。ただし、市の文書管理に関する規程その他法令に基づき保存が必要な情報は、所定の期間保存することがある。個人情報の取扱いの詳細は、市が別に定めるプライバシーポリシーによる。

５　利用者は、他の利用者の個人情報を、本人の同意なく収集、保存、転載又は第三者に提供してはならない。

（写真・動画等の取扱い）

第 10 条　活動中に撮影した写真・動画等の掲載又は公開については、別途示す利用目的、掲載先及び同意確認の方法に従うものとする。本システムへの登録又は本規約への同意のみをもって、市公式ホームページ、市公式 LINE、市公式 YouTube その他の外部媒体への掲載に同意したものとはみなさない。

（禁止事項）

第 11 条　利用者は、本システムの利用及び地域クラブ活動への参加に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　法令、公序良俗、本規約又は各クラブの活動方針に違反する行為

⑵　虚偽の情報を登録し、又は他人になりすます行為

⑶　アカウントを第三者に譲渡、貸与又は共有する行為

⑷　本システムへの不正アクセス、システム・ネットワークへの妨害その他本システムの運営を妨げる行為

⑸　市、指導者、他の参加者その他第三者の名誉、信用、プライバシー、肖像権又はその他の権利を侵害する行為

⑹　他の参加者等への暴力、威圧、差別、ハラスメント、迷惑行為又は危険行為

⑺　他の利用者の個人情報、写真・動画等を、許可なく収集、転載、公開又は第三者に提供する行為

⑻　本システムを通じて得た情報を、許可なく営業、勧誘その他本来の目的以外に利用する行為

⑼　その他、市が不適切と認める行為

（利用停止、登録取消し及び退会）

第 12 条　市は、利用者が本規約若しくは活動方針に違反した場合、虚偽の登録を行った場合、参加費等の支払を相当期間経過後も履行しない場合、他の参加者等への迷惑行為又は危険行為があった場合、又は本システム若しくは活動の運営に支障があると認める場合は、原則として事前にその理由を説明し、必要に応じて改善を求めた上で、本システムの利用停止、登録取消し又は地域クラブ活動等への参加停止若しくは退会の措置をとることができる。ただし、サイバー攻撃その他緊急に対応する必要がある場合は、事前の通知なく本システムの全部又は一部を停止することができる。この場合、市は事後速やかにその理由を

説明するものとする。参加費等の未納に係る催告及び利用停止等については、第７条第７項の規定による。

２　利用者は、市が定める方法により、退会又は登録削除を申し出ることができる。未払金その他の債権債務がある場合は、その精算後に登録を削除することがある。

（本システムの停止等）

第 13 条　市は、保守点検、設備の障害、通信回線の不具合、災害その他運営上又は技術上やむを得ない事情がある場合、本システムの全部又は一部を停止又は中断することができる。計画的な停止については、可能な限り事前に周知する。

（免責及び損害賠償）

第 14 条　市は、本システムの完全性、正確性、継続性又は特定目的への適合性を保証するものではない。ただし、市の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。

２　通信障害、利用者の端末・通信環境、第三者による不正アクセス、利用者による本規約違反その他市の責めに帰すことのできない事由により生じた損害について、市は責任を負わない。ただし、法令上免責が認められない場合はこの限りでない。

３　利用者が本規約に違反し、市又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において、当該損害を賠償するものとする。

（規約の変更）

第 15 条　市は、法令に従い、本規約を変更することができる。変更する場合は、変更内容及び効力発生日を本システムへの掲載その他適切な方法で周知する。変更後の規約は、周知した効力発生日から適用する。

（協議事項及び準拠法等）

第 16 条　本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合は、関係法令及び市の定めに従って取り扱うものとする。

２　本規約は、日本法に準拠する。本システム又は本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、法令に定める管轄裁判所によるものとする。

附　則

この規約は、令和８年 11 月１日から施行する。